

食安検発第0417002号

平成18年4月17日

各検疫所長 殿

食品安全部企画情報課

検疫所業務管理室長

(公 印 省 略)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画の実施について

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号により平成18年度輸入食品等モニタリング計画（以下「モニタリング計画」という。）が示されたところですが、その実施にあたってはモニタリング計画とあわせ下記により行うこととしますので、各検疫所においては、本通知により割り当てられた検査件数について年間計画を立て、計画的に検査を実施するようお願いいたします。

なお、策定した年間計画については別添様式に従いとりまとめの上、当室あて連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 共通事項

(1) 検体の採取

ア. 検体を採取する各検疫所の検査実施件数については、別表1-1、1-2、1-3及び1-4のとおりとする。

なお、別表1-1に示す検査強化分については、暫定的に検体数の割り振りを行ったものであるため、検査実施数等について別途通知等により指示された場合には、そ

の指示に従うこと。

イ. 各食品監視担当課において、従前輸入届出実績のない食品等の輸入届出がなされた際には、別表1-1、1-2、1-3及び1-4の割り振りにかかわらず、積極的に採取すること。

(2) 検体の送付及び検査

ア. 各検疫所で採取した検体は、平成18年4月1日から同年5月28日の間の送付分については、平成18年3月31日時点の送付場所及び検査項目にて検査を行うこととし、同年5月29日以降の送付分については、別表2に示す試験担当課に送付し、検査を実施すること。

なお、平成18年5月29日以降の農産食品の残留農薬検査に係る検体については、海港はひと月ごとに、空港は半月ごとに送付先を変更することとしているので、留意すること。

イ. 別表2に示す試験担当課以外に検体を送付する場合には、食品監視担当課と試験担当課の間において事前に協議をした上で行うこと。

2 畜水産食品及び農産食品の残留農薬等の検査

(1) 畜水産食品の残留有害物質等に係る検査

ア. 平成18年5月28日以前の送付分については平成18年3月31日時点の検査項目により、平成18年5月29日以降の送付分については別表3によること。

なお、実施する検査項目については月毎に異なるため、同表に示す検査項目及び実施時期に従うこと。

おって、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号の別表第4又は別表第5に記載があり、本通知の別表3に記載のない動物用医薬品及び農薬等については別途指示することとする。

イ. 平成18年5月29日以降に検体送付時に使用するFAINS包括コードについては、追って通知する。

ウ．本通知に示す割り振り等については、輸入時検査の結果、海外の情報、試験法の整備状況等を踏まえ必要に応じて変更することとする。

(2) 農産食品の残留農薬に係る検査

ア．平成18年5月28日以前の送付分については平成18年3月31日時点の検査項目により、平成18年5月29日以降の送付分については別表4によること。

なお、平成18年5月29日以降に実施する検査項目については、A、B、C及びDの4グループに分割し実施することとする。

おって、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号の別表第6に記載があり、本通知の別表4に記載のない農薬の検査については別途指示することとする。

イ．実施時期については、平成18年5月29日から同年10月31日の間の送付分については、Aグループを横浜検疫所輸入食品・検疫検査センターにて、Cグループを神戸検疫所輸入食品・検疫検査センターにて実施し、平成18年11月1日から平成19年3月31日の間の送付分については、Bグループを横浜検疫所輸入食品・検疫検査センターにて実施し、Dグループを神戸検疫所輸入食品・検疫検査センターにて実施することとする。

ウ．平成18年5月29日以降に検体送付時に使用するFAINS包括コードについては、追って通知する。

エ．本通知に示す割り振り等については、輸入時検査の結果、海外の情報、試験法の整備状況等を踏まえ必要に応じて変更することとする。

3 添加物及び器具等の検査

モニタリング計画のうち、添加物の成分規格に係る検査、並びに合成樹脂製の器具、容器包装及びおもちゃの規格に係る検査については、別途指示することとする。

4 その他

(1) 食品衛生法に違反する結果が判明した際には、速やかな行政対応を行う必要があることから、その違反処理を適正かつ迅速に行うこと。

また、特に食品衛生法上の問題が発生した場合に、健康被害の発生が予想される病原微生物や貝毒等に係る試験検査において検出等が見られた場合には、休日等であっても直ちに当室輸入監視係まで連絡すること。

(2) 食品等の輸入動向は各年において変化することが考えられることから、輸入実態に基づく各検疫所の割当検査件数の調整の必要が生じた場合は、速やかに当室輸入監視係まで連絡すること。

(3) その他、モニタリング検査について疑義等が生じた場合には、当室輸入監視係まで連絡されたい。